

奈良市印刷物広告掲載実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、奈良市広告掲載要綱（平成19年2月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が作成する印刷物（以下「印刷物」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）広告主 広告掲載をする者をいう。

（2）広告取扱者 本市が広告掲載を決定した広告主、広告代理業を営む者及びこれらに類する者をいう。

（広告掲載の基準）

第3条 印刷物に掲載する広告物は、奈良市広告掲載基準（平成19年2月1日施行。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告掲載に係る印刷物）

第4条 広告掲載を行う印刷物及び当該印刷物に係る広告物の位置、枠数等は、印刷物の作成の目的を妨げない限度において、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

（広告掲載の募集及び申込み）

第5条 広告掲載の募集は、市長が印刷物の発行状況等を勘案してその期間、枠数、仕様等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告掲載を行おうとする者は、印刷物広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿、スケッチその他承認の可否を判断するための資料を添えて市長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第6条 市長は、前条第2項の印刷物広告掲載申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果を申込者に奈良市印刷物広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は奈良市印刷物広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 広告掲載の決定は、申込み広告掲載料の高い順に広告内容を審査の上決定する。ただし、申込み広告掲載料が同額の場合の決定方法は、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告取扱者は、市長が指定する仕様に従って広告原稿を作成し、指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告取扱者は、自己の責任及び負担で広告原稿を作成するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料の最低募集価格は、広告掲載を行う印刷物の種類、作成数、配布先又は配布形態、印刷物又は広告物のサイズ又は色数、印刷物の作成経費等を総合的に勘案し、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

2 広告掲載料は、広告掲載承認後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 市長は、第6条第1項の広告掲載の可否を決定した後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱者に対し、広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第10条 広告取扱者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げなければならない事由が生じた場合は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載承認の取消し)

第11条 市長は、次に掲げるものに該当する場合は、広告取扱者への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 第9条の規定による広告内容の変更を広告取扱者が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容等が基準に抵触する場合において、第9条の規定による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。

(5) 前条の規定に基づく申し出があり、市長がその申し出を認めたとき。

(6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告取扱者の責に帰すべき理由により第11条の規定に基づいて広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を返還しない。

2 広告取扱者の責に帰さない理由により第11条の規定に基づいて広告の掲載を取り

消したときは、納付済の広告掲載料を広告取扱者に返還するものとする。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告取扱者は、掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 広告取扱者は、広告に関連して市又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

(適用除外)

第14条 第5条第2項及び第6条から第12条までの規定は、広告取扱者の選定を入札により行う場合には、適用しない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年3月29日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成19年9月11日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成20年5月21日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年11月29日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

奈良市印刷物広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）奈良市長

次のとおり広告を掲載したいので、奈良市印刷物広告掲載実施要領第 5 条第 2 項の規定により申し込みます。

申 込 者	住 所		〒 ー
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者氏名		
	連 絡 先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
		ふりがな 担当者氏名	
業 種			
掲 載 を 希 望 す る 印 刷 物 の 名 称			
広 告 の 内 容			
広告主の住所・名称・ 業種（申込者と広告主 が異なる場合に記入）			（住所） （名称） （業種）
申 込 額			円

【特記事項】

「広告の内容」には、掲載しようとする広告の内容を簡潔に記入してください。また、広告の原稿またはイメージ図を別途添付してください。

第 号
年 月 日

様

奈良市長 

奈良市印刷物広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました奈良市印刷物広告掲載について、
次のとおり掲載することと決定しました。

印 刷 物 の 名 称	
広 告 掲 載 料	円
広告掲載料納付期限	年 月 日 (納付書に記載のある場所で納付してください。)
広告原稿納入期限	年 月 日 (既に原稿を納入していただいている場合は必要ありません。)
担 当 (連 絡 先)	〒 630－8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市 部 課 担当 電話番号 ファクシミリ番号 E メールアドレス

所定の期日までに広告原稿の入稿及び広告掲載料の納入がない場合は、広告を掲載できません。また、広告原稿は審査のうえ、修正をお願いする場合があります。
この通知書の内容その他不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

第 号
年 月 日

様

奈良市長



奈良市印刷物広告不掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました奈良市印刷物広告掲載について、
掲載しないことと決定しましたので、お知らせします。

なお、この通知書の内容その他不明な点がありましたら、担当までご連絡ください。

印 刷 物 の 名 称	
掲 載 で き な い 理 由	
担 当 （ 連 絡 先 ）	〒 ー 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市 部 課 担当 電話番号 ファクシミリ番号 E メールアドレス